

令和7年度狩猟免許更新講習会及び適性検査案内

三重県

～狩猟免許を当日交付しています～

住所地を管轄する農林（水産）事務所で狩猟免許更新講習会及び適性検査を受検され、合格した方に対し、狩猟免許を当日に交付いたします。

今回更新される猟具の狩猟免許を忘れずにご持参ください。

ただし、住所地を管轄する農林（水産）事務所以外の会場で受検された場合は後日、住所地を管轄する農林（水産）事務所で交付となりますのでご注意ください。

- 1 更新講習会及び適性検査の日時場所 書類提出先および問い合わせ先：
「7 その他（4）」の事務所

*やむを得ない理由で居住する住所地対象の更新講習を受けられない場合は、**他の地域**の更新講習を受けることができます（詳細は「7 その他（1）」をご覧ください）。

開催月日及び 受付時間	会 場	主たる対象者 (居住する住所地)	申請書受付 期限月日
6月12日(木) 受付 12時30分 ～13時00分	いなべ市役所 シビックコア棟 2階研修室2、3、4 (いなべ市北勢町阿下喜31 番地)	四日市市、桑名市、鈴鹿市 亀山市、いなべ市 木曽岬町、東員町、菰野町 朝日町、川越町	6月2日(月) 17時まで
6月24日(火) 受付 8時30分 ～9時00分	県伊勢庁舎 4階大会議室 (伊勢市勢田町628番地2)	伊勢市、鳥羽市、志摩市 玉城町、度会町、大紀町 南伊勢町	6月13日(金) 17時まで
7月1日(火) 受付 12時30分 ～13時00分	県津庁舎 6階大会議室 (津市桜橋3丁目446- 34)	津市	6月20日(金) 17時まで
7月3日(木) 受付 8時30分 ～9時00分	県伊賀庁舎 7階大会議室 (伊賀市四十九町2802)	伊賀市、名張市	6月23日(月) 17時まで
7月5日(土) 受付 12時30分 ～13時00分	県伊勢庁舎 4階大会議室 (伊勢市勢田町628番地2)	伊勢市、鳥羽市、志摩市 玉城町、度会町、大紀町 南伊勢町	6月25日(水) 17時まで
7月6日(日) 受付 12時30分 ～13時00分	県熊野庁舎 5階大会議室 (熊野市井戸町371)	熊野市、御浜町、紀宝町	6月26日(木) 17時まで
7月12日(土) 受付 9時00分 ～9時30分	県鈴鹿庁舎 4階第46会議室 (鈴鹿市西条5丁目117)	四日市市、桑名市、鈴鹿市 亀山市、いなべ市 木曽岬町、東員町、菰野町 朝日町、川越町	7月2日(水) 17時まで
7月13日(日) 受付 8時30分 ～9時00分	県松阪庁舎 6階大会議室 (松阪市高町138)	松阪市、多気町 明和町、大台町	7月3日(木) 17時まで

開催月日及び 受付時間	会 場	主たる対象者 (居住する住所地)	申請書受付 期限月日
7月17日(木) 受付 12時30分 ～13時00分	津市白山公民館 農民研修所 (津市白山町川口897)	津市	7月7日(月) 17時まで
7月18日(金) 受付 8時30分 ～9時00分	県尾鷲庁舎 5階大会議室(八鬼山ルーム) (尾鷲市坂場西町1-1)	尾鷲市、紀北町	7月8日(火) 17時まで
7月19日(土) 受付 8時30分 ～9時00分	県伊賀庁舎 7階大会議室 (伊賀市四十九町2802)	伊賀市、名張市	7月9日(水) 17時まで
7月29日(火) 受付 12時30分 ～13時00分	御浜町役場 3階くろしおホール (御浜町阿田和6120-1)	熊野市、御浜町、紀宝町	7月18日(金) 17時まで
8月7日(木) 受付 12時30分 ～13時00分	県伊勢庁舎 4階大会議室 (伊勢市勢田町628番地2)	伊勢市、鳥羽市、志摩市 玉城町、度会町、大紀町 南伊勢町	7月28日(月) 17時まで
8月19日(火) 受付 9時00分 ～9時30分	県四日市庁舎 6階大会議室 (四日市市新正4-21-5)	四日市市、桑名市、鈴鹿市 亀山市、いなべ市 木曽岬町、東員町、菰野町 朝日町、川越町	8月8日(金) 17時まで
8月27日(水) 受付 12時30分 ～13時00分	県津庁舎 6階大会議室 (津市桜橋3丁目446-34)	津市	8月15日(金) 17時まで
9月3日(水) 受付 8時30分 ～9時00分	県松阪庁舎 6階大会議室 (松阪市高町138)	松阪市、多気町 明和町、大台町	8月22日(金) 17時まで

*原則上表の日程で受検してください。やむを得ずどの日程でも受検できない場合、下記の日時で更新講習会及び適性検査を実施しますので、申請先の農林(水産)事務所にご相談ください。

9月14日(日) 受付 12時30分 ～13時00分	県津庁舎 6階大会議室 (津市桜橋3丁目446-34)	県全域	9月12日(金) 15時まで
----------------------------------	-----------------------------------	-----	-------------------

2 受講及び受検対象者

令和7年9月14日まで有効の狩猟免許を持っている者(令和4年度に狩猟免許を受けた者又は更新した者)で、**狩猟免許の更新を受けようとする者**とします。

ただし、有効期間が異なる2つ以上の種別の狩猟免許を受けている者について、いずれかの有効期間が令和7年9月14日までの場合は、交付されている狩猟免許全てについて狩猟免許を更新することができます。

3 講習科目及び適性検査の内容

(1) 講習科目（3 時間）

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令」

「鳥獣の判別」

「鳥獣の保護管理及び猟具の取り扱い」

(2) 適性検査

視力、聴力、運動能力の検査

(注)適性検査のうち視力について、

・ 網猟免許及びわな猟免許については両眼で 0.5 以上。

ただし、一眼が見えない者については、他眼の視野が左右 150 度以上かつ視力が 0.5 以上。

・ 第 1 種銃猟免許・第 2 種銃猟免許については両眼で 0.7 以上であり、かつ 1 眼でそれぞれ 0.3 以上。

ただし、一眼の視力が 0.3 に満たない者又は 1 眼が見えない者については、他眼の視野が左右 150 度以上で、視力が 0.7 以上。

* 視力適性を欠く者は、あらかじめ眼鏡等で矯正しておいてください。

4 受講及び受検の手続

(1) 提出書類

ア 狩猟免許更新申請書

複数の狩猟免許を更新する場合は、1 枚の申請書に手数料合計分の三重県収入証紙を貼り、申請してください。

イ 狩猟免許更新講習及び適性検査受検票

受検票に必要事項を記入し、申請前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ 3.0cm、横の長さ 2.4cm の写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものの **1 枚**を貼り付けてください。

写真データの貼付も可です。この場合、写真裏面への記載は不要です。

ウ 医師の診断書等

狩猟免許を更新しようとする者は、統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者及び自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気に該当しない旨の**医師の診断書を提出**してください。（受診された医院で診断書の書式を求められた場合は、別紙の参考書式をご利用ください。）

ただし、**銃砲刀剣類所持等取締法による猟銃・空気銃所持許可を現に受けている者**にあつては、**当該許可証の写しを医師の診断書の代わりとして提出することを可能**とします。

※診断書は、申請書提出日前 6 か月以内のもの。

(2) 受講及び受検手数料

1 つの種類につき 2,900 円分の三重県収入証紙を狩猟免許更新申請書に貼り付けてください。

一度収納された受検手数料は、受検者の都合による還付はできませんのでご注意ください。

(3) 受付場所及び受付時間

住所地を管轄する各農林（水産）事務所（土日・祝日を除く平日の 9～12 時、13 時～17 時）で受け付けますので、(1) の書類を全てそろえて受付期限までに提出してください。

※受検日および受検会場について、会場定員の都合によりご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。

5 更新講習及び適性検査当日の注意事項

(1) 持ち物及び服装等

筆記用具、**今回更新する猟具の狩猟免許状**（狩猟免許状を忘れた方は当日交付できません。）

- 運動のできる服装及び靴で来てください。*スリッパ、ぞうり等では受検できません。
- (2) 会場の駐車場が混雑することが予想されますので、車での来場はできるかぎり控えてください。
 - (3) 受付終了時間までに受付を終えてください。
遅刻した場合は、受講できません。
 - (4) 講習用テキストは、当日会場で配布します。
 - (5) 講習全科目を受講しないと適性検査を受検することができません。

6 狩猟免状の交付について

講習の受講及び適性検査を終了した方に今回更新する猟具の狩猟免状と引き換えに、**住所地を管轄する農林（水産）事務所**で狩猟免状をお渡しします。

7 その他

- (1) やむを得ない理由で住所地を管轄する農林（水産）事務所の更新講習を受けられない場合は、申請書等を提出の際にその旨申し出てください（受検場所を明示してください）。
- (2) **申請書提出後の受検日の変更については、やむを得ない理由に限り、受検当日の午前9時までに連絡をいただいた場合のみ変更できます。**
- (3) 災害等の影響により、急きょ開催日時の変更又は中止とさせていただく場合があります。開催日時の変更又は中止をする場合は、開催前日（緊急時を除きます。）までに、三重県ホームページでお知らせします。

○申請書類の提出先および問い合わせ先

事務所名	住所及び電話番号	対象市町
四日市農林事務所 森林・林業室	〒510-8511 四日市市新正4-21-5 TEL:059-352-0655/FAX:059-352-0765	四日市市,桑名市 鈴鹿市,亀山市 いなべ市,木曽岬町 東員町,菰野町 朝日町,川越町
津農林水産事務所 森林・林業室	〒514-8567 津市桜橋3-446-34 TEL:059-223-5091/FAX:059-223-5151	津市
松阪農林事務所 森林・林業室	〒515-0011 松阪市高町138 TEL:0598-50-0568/FAX:0598-50-0623	松阪市,多気町 明和町,大台町
伊勢農林水産事務所 森林・林業室	〒516-8566 伊勢市勢田町628-2 TEL:0596-27-5265/FAX:0596-27-5327	伊勢市,鳥羽市 志摩市,玉城町 度会町,大紀町 南伊勢町
伊賀農林事務所 森林・林業室	〒518-8533 伊賀市四十九町2802 TEL:0595-24-8142/FAX:0595-24-8112	伊賀市,名張市
尾鷲農林水産事務所 森林・林業室	〒519-3695 尾鷲市坂場西町1-1 TEL:0597-23-3504/FAX:0597-23-0683	尾鷲市,紀北町
熊野農林事務所 森林・林業室	〒519-4393 熊野市井戸町371 TEL:0597-89-6134/FAX:0597-89-6918	熊野市,御浜町 紀宝町

* その他詳細については上記の農林（水産）事務所又は、県庁農林水産部獣害対策課捕獲管理班（TEL:059-224-2020）へお問い合わせください。

○三重県ホームページ（狩猟関係掲載ページ）

獣害対策全般 (<https://www.pref.mie.lg.jp/common/05/ci500006463.htm>)